

国住指第209号  
令和6年8月28日

(関係団体の長) 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公印省略)

床及び階段の改修に係る設計・施工上の留意事項について

床及び階段の改修に関する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）上の取扱いについて、別添の「床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」（令和6年8月28日付け国住指第208号）のとおり、特定行政庁等に通知したところで

す。  
つきましては、別添に加えて、床及び階段の改修に係る設計・施工上の留意事項を下記のとおりとりまとめたので、貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者にも周知いただきますようお願いいたします。

記

別添に記載のとおり、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の様式替に該当しない床及び階段の改修を行う際には、確認申請は不要である。

なお、確認申請を要さない改修であっても、当該改修後の建築物が構造耐力上又は防火上安全であることが明らかでない場合には、設計にあたり構造安全性の確認又は防耐火性能等の確保が必要となる。